

します。以上です。

○町田義昭議長 通告による討論は終わりました。  
これより採決いたします。

議案第74号について、厚生委員長の報告は、  
原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員  
の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭議長 起立多数であります。よって、  
議案第74号は、厚生委員長報告のとおり決定い  
たしました。

次に、日程第6、議案第75号 長井市国民健  
康保険条例の一部を改正する条例の制定につい  
ての1件について、討論の通告がありませんの  
で、討論を終結し、採決いたします。

議案第75号について、厚生委員長の報告は、  
原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ござ  
いせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、  
議案第75号は、厚生委員長報告のとおり決定い  
たしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、産業・建設常任委員会の  
審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆産業・建設常任委員長登壇)

○安部 隆産業・建設常任委員長 おはようござ  
います。

平成21年第6回市議会定例会において産業・  
建設常任委員会に付託になりました議案3件、  
請願2件について、審査をいたしました経過と  
結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月11日、  
委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議  
員の出席を求めて開催しております。

それでは、議案第71号 市道街路樹の幹折れ  
による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定  
について申し上げます。

本案は、ことし7月10日に発生した、市が管  
理する市道街路樹の幹折れによる車両損傷事故  
に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治  
法第96条第1項第13号の規定により提案され  
たものであります。

審査に当たり、建設課長からは、事故発生  
の状況、その後の経過、今後の街路樹の管理に  
関する考え方などのほか、被害者の梅津清吉氏  
から損害賠償額20万円で同意をいただき、示  
談が成立する運びとなったものであるとの説明  
を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、損害賠償額20万  
円の内訳はどうなっているのかとの質疑がな  
され、建設課長からは、被害車両は平成6年  
の車両であり、その評価額は被害車両の修理  
代にも及ばない、市が契約している保険会社  
から最大限譲歩してもらった評価額に代替車  
の経費などを含め、総額20万円という金額  
を提示してきたとの答弁を受けたところであ  
ります。

また、委員からは、道路に街路樹を植栽す  
ることは大事なことだと思うが、維持管理上  
の問題、交通安全の問題など、さまざまな問  
題があるように思われる。今後の街路樹の管  
理のあり方についてどのような見解を持って  
いるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、  
これまでの街路事業においては街路樹がセッ  
トで整備されてきたが、最近の状況を見ると、  
狭い植栽ますの中に植栽されることから、樹  
木が成長すると根などが傷めつけられるとい  
うことがある。今後は樹木の成長度合いなど  
を見越し、管理も含めて住民の皆さんと一緒  
に考えていくことが大切だと考えているとの  
答弁を受けたところであります。

ます。

討論に入り、委員からは、今後このような事故が起きないように、街路樹の維持管理を徹底していただくことをお願いし、本案に賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第77号 長井市勤労者テニスコート設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件について申し上げます。

本議案2件は、いずれも当該施設の管理、運営に指定管理者制度を導入するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

なお、本議案2件につきましては、関連があることから一括して審査を行ったところであります。

審査に当たり勤労センター所長からは、条例制定後の手続については、本市の指定管理者制度に係る基本方針及び指定管理者導入の手続に関するガイドラインに基づいて進め、当該施設の指定管理者制度導入は、平成22年4月1日からと考えているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、利用料金の額については、指定管理者が定め、市長の承認を受けなければならないとしているが、どのような状況の中でこのようになるのかとの質疑がなされ、勤労センター所長からは、利用料金については、現行の条例で定める額を上限として指定管理の委任を受けた者が独自に定めることができる。例えばもっと安くしたい場合などは、事前に市に協議する必要がある。今後、12月に債務負担、3月に指定管理の議決をいただく予定であるが、その間に調整することになると思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者制度を導入す

ることによるメリット、デメリットは何かとの質疑がなされ、勤労センター所長からは、メリットとしては、現在一元化されていない施設利用の予約受付が一元化されること、施設の修繕などが容易になること、人件費が削減されることなどが考えられる。デメリットについては、想定していないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現在の勤労センターは複数の施設で構成されている複合施設であり、市が所有していない部分もあるが、指定管理者制度の対象施設はどれか、また、指定管理者制度の対象とならない施設の管理、運営はどうかとの質疑がなされ、勤労センター所長からは、指定管理者制度を導入する施設はこれまで市が直営で管理、運営してきた勤労青少年ホーム、勤労者テニスコート及び市民体育館である。地域職業訓練センターについては、独立行政法人雇用・能力開発機構が所有する施設であり、市としては設置条例もないことから、これまでと同様に雇用・能力開発機構から県が委託を受け、県から市が再委託を受け、市から長井市職業訓練協会に再々委託をし、管理、運営をしていくことになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者にはどこを予定しているのか、また、職員体制はどうなるのかとの質疑がなされ、勤労センター所長からは、非公募で長井職業訓練協会にお願いしたいと考えている。職員体制については嘱託の勤労センター所長兼青少年ホーム館長0.5名、40時間勤務の職員2名、ほかに現在の交代制指導員ということで考えているとの答弁を受けたところであります。

まず、議案第76号の討論に入り、委員からは、なぜ指定管理者でなければならないのか、説明を聞いてもしっくりしない。利用者にとっても何がメリットなのか、利用料金はどうか

などについて不透明であり、説明も十分でない。よって、本案には反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、勤労センター所長の説明によると、指定管理者制度導入によるメリットはあるが、デメリットは想定していないということであった。よって、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、議案第76号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号の討論に入り、委員からは、議案第76号の賛成意見を引用し、賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、指定管理者となった団体に施設全体の包括的権限が与えられることになり、この施設で行われるいろいろな行事等の料金についても独自に決定し、徴収することができるようになる。そうすると、施設利用者との間でのトラブルなども考えられ、もう少し検討する必要があるのではないかということから、本案には賛成できないとの意見が出されたところであります。

採決の結果、議案第77号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 政府備蓄米をルールに基づき買い入れることを求める請願書について申し上げます。

本請願は、長井市農民連会長、遠藤重夫氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、農業と農村の再生に今最も必要なことは農家が安心して生産に励むことができる条件を整えることであるが、米価は4月以降一気に下落している。その原因は、政府が20万トンの備蓄米を放出したことなどによるものと考えられる。このままでは、主産地の新米が出そろう時期に米価が大暴落する危険性がある。ついては、米価の暴落を回避するため、政府が決めている備蓄米100万トンに

不足する分を緊急に買い入れることを求める意見書を関係機関に提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、長井市農民連とは具体的にどのような活動をしている団体なのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、農民連の正式な名称は「農民運動全国連合会」で全国組織になっている。その下部組織が長井市農民連のようである。農民連の活動としては、政府などに対して各種要請活動を起こしたり、米価の問題について提言したりしているようであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは政府が備蓄米20万トンを放出したということであるが、実際に備蓄米100万トンに不足する分が20万トンということなのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、昨日の段階で山形農政事務所に問い合わせた結果、現在の備蓄米は86万トンであるということから、14万トン不足していることになるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、今世界的に食糧不足が懸念されている中で国民の安心・安全の観点からも備蓄米というのは最低限必要な政策だと思っている。国民の命を守るという大きな観点から、ルールにのった買い入れは必要なことであり、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、請願の趣旨は時宜に合った深刻でかつ切実な問題であり、市内産業の振興にとっても積極的な提案であることから、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第6号 日米F T A反対、農家経

+

営の危機打開を求める請願書について申し上げます。

本請願は、長井市農民連会長、遠藤重夫氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、農業と農村の再生に今最も必要なことは、農家が安心して生産に励むことができる条件を整えることであり、価格保障や所得補償を抜本的に充実し、農産物の輸入自由化をストップすることが急務である。その点で今問題となっている日米間のF T A交渉、現に交渉が進んでいる日豪F T A・E P A交渉は、農産物輸入の全面自由化に道を開き、農業崩壊につながることは必至であり、断じて認めるわけにはいかない。また、自由化一辺倒のW T Oを根本から見直し、食料主権を保障する貿易ルールを確立すべきである。ついては、日本農業を崩壊に導く日米F T A交渉は行わないことを求める意見書を関係機関に提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、本請願は長井市農民連から提出されているものであるが、F T Aに関してはJ Aなどもこれからの新しい政府に対して強く要望しているようだ。農民連とJ Aなどが一緒に話し合いをしながら要望することなどはないのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、全国組織を持つ農業関係の団体はほかにもたくさんある。それぞれの団体の最上部のところで話し合いを持つ機会はあると思うが、地方の機関ではそのようなことにはなっていないという現状だと思うとの答弁を受けたところがあります。

討論に入り、委員からは、07年2月、農林水産省は農産物輸入を完全自由化すれば、日本の食料自給率は12%に下がり、米も9割減になるという試算を公表した。これでは、日本の農業が壊滅と言ってもいい事態になる。農産物の輸入自由化は、W T Oがタコの頭、F T A・E P Aがタコの足という役割を果たして進められてき

たということであるが、このような事態にならないように今度こそきっぱりとその流れを断ち切り、農家の皆さんが不安なく生産に励めるよう、この請願の採択を求めるとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第7、議案第71号 市道街路樹の幹折れによる車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第71号について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第71号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、関連がありますので、日程第8、議案第76号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9、議案第77号 長井市勤労者テニスコート設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件について一括して討論、採決を行います。

それでは、討論の通告がありますので、発言

を許可します。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 議案第76号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で意見を申し上げます。同時に議案第77号 長井市勤労者テニスコート設置条例の一部を改正する条例の制定についても指定管理者導入のために提案している議案でありますので、ここで2件について討論をしたいと思います。

本議案は、平成22年から25年にかけて長井市勤労青少年ホーム、長井市勤労者テニスコート、長井市市民体育館に指定管理者制度を導入するために提案されたもので、これまで指定管理者制度を導入してきた市の施設の中で一番指定管理者に向いていると私は考えます。しかし、心配なことが2つあります。私は付託された常任委員会を傍聴していたのですが、次の部分の質疑がなかったように思います。

1つに、この施設を指定管理者に指定しようとしている団体は非公募で、職業訓練法人長井職業訓練協会に委託するとしています。この団体は、昨年職業訓練補助金において水増し請求や用途不明金などで県の立入調査があったとの報告がまだ記憶に新しいところであります。議会としては、ことしになって不正に受け取った補助金分の返還計画などを作成したことで、問題点は解決したとの報告は受けていますが、本当に大丈夫かという心配が残ります。

2つ目には、長井職業訓練協会に委託するとしている指定管理業務のすべてをこの協会が直接事務作業を行わないで、指定管理業務の全部を地域職業訓練センターに再委託するところにあります。長井市の指定管理者制度の導入は、市がみずから決めている指定管理者制度導入の手續に関するガイドラインに基づくわけですが、その協定の締結の中では指定管理者がその業務の一部を委託契約、または請負契約により第三

者にゆだねることはできるが、その業務の全部を第三者にゆだねることはできないことを明記することとなっています。契約時には、市がみずから決めた再委託を禁じたガイドラインを破ることになると考えられます。

私は、今議会の質疑の中でこの2点の心配な事項が払拭できなかったことが残念でなりません。よって、議案第76号並びに議案第77号に反対するものであります。

○町田義昭議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

議案第76号及び議案第77号について、産業・建設委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

産業・建設委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭議長 起立多数であります。よって、議案第76号、議案第77号は、産業・建設委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、請願第5号 政府備蓄米をルールに基づき買入れることを求める請願書及び日程第11、請願第6号 日米FTA反対、農家経営の危機打開を求める請願書の2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第10、請願第5号 政府備蓄米をルールに基づき買入れることを求める請願書の1件について産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第5号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、請願第6号 日米FTA反対、農家経営の危機打開を求める請願書の1件

について産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第6号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

### 予算特別委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男予算特別委員長登壇)

○蒲生光男予算特別委員長 今定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第78号平成21年度長井市一般会計補正予算第5号を始め、特別会計補正予算8件、水道事業会計補正予算1件の合計10議案について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、9月16日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、4名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第78号 平成21年度長井市一般会計補正予算第5号、議案第79号 平成21年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号、議案第80号 平成21年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号、議案第81号 平成21年度長井

市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号、議案第82号 平成21年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、議案第83号 平成21年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号、議案第84号 平成21年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号、議案第85号 平成21年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号の8件につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第86号 平成21年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第87号 平成21年度長井市水道事業会計補正予算第1号につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第12、議案第78号 平成21年度長井市一般会計補正予算第5号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第78号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、